

少年の健全育成と年齢の引下げ

後藤弘子（千葉大学大学院社会科学研究院）

1 はじめに

現在、法制審議会では、少年法の成人年齢の引き下げの議論が行われている。これは、2000年の少年法改正から数えて、5回目の少年法を改正しようとする動きである。これまでの改正は、「少年であることを理由とした特別扱いを減らす」ものだとすれば、今回の改正は、「少年であることをやめる」ものである¹。今回の改正は、少年法の成人年齢を引き下げること、18歳、19歳という年長少年を家庭裁判所の管轄から外し、成人と同じ手続に乗せることを目指すもので、これまでは少年であった年長少年を、「少年」ではなく「成人」として扱うという、これまででもっとも少年法の根幹にかかわる改正である²。

そのため、この点については批判も多く、特に弁護士会は、日本弁護士連合会だけではなく、全単位弁護士会が反対の声明を出すという形での反対運動を展開している。

少年法の成人年齢の引下げの議論は、今回が初めてではない。1970年の少年法改正では、年長少年に関して、新たに「青年層」を設け、成人の事件と同様に検察の広い起訴裁量の適用ができるようにするという案が提案された。これについては、弁護士会だけではなく、裁判所も反対の論陣をはったことで、結局調整がつかないまま、1977年の中間答申という形で少年法改正は頓挫した。

今回は、反対を唱えているのは、法曹三者では弁護士会のみで、裁判所は静観の構えを見せるにとどまっている。1970年6月に、当時の東京家庭裁判所所長であった宇田川潤四郎が、「今般、法務省より発表されました少年法改正要綱に対し、当庁裁判官は、事柄の重大性にかんがみ、全員一致の意見をもって、先のとおり決議し」という上申書を当時の最高裁判所長官である石田和外に送っているという事実³と比較すると、この50年で裁判所の少年に対する見方がいかに変わったのかを確認することができる。2000年の法改正についても、非行事実認定の適正化については、裁判官が主導したという点からも、そのことを裏付けることができる⁴。

今回の法制審議会での審議は、まだ途中であるが、後でみるように、すでに少年法における成人年齢の引下げが決まったかのような議論が行われている。本稿は、今回の改正が現在少年法において、「少年であることを理由とした特別扱い」されていることで、再犯が防止されている可能性が高い多くの少年を管轄から外すことが、少年の健全育成との関係のみならず、現在の再犯防止対策推進法との関係で不適切かについて、問題点を提起するものである。

2 法制審議会での議論

まず、今回の法制審議会での議論の前提となる諮問内容を見てみよう。

「日本国憲法の改正手続に関する法律における投票権及び公職選挙法における選挙権を有する者の年齢を十八歳以上とする立法措置、民法の定める成年年齢に関する検討状況等を踏まえ、少年法の規定について検討が求められていることのほか、近時の犯罪情勢、再犯の防止の重要性等に鑑み、少年法における「少年」の年齢を十八歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について御意見を賜りたい。」⁵

このように、この諮問では、2つのことが同時に議論されることが予定されていることがわかる。

1つは、国民投票法から始まった成人年齢を18歳にする民法等の法律を前提として、少年法の成人年齢をそれに合わせて引き下げるべきかどうか、という少年法の根幹にかかわる問題である。

もう1つは、再犯の防止の重要性を前提として、犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事実体法・手続法の検討という、これも従来の刑罰のあり方について、再検討を迫るものである。もちろん少年であっても刑事裁判を受ける可能性があり、今回の議論の対象となっている18歳、19歳の年長少年が、成人として扱われた時に、どのような取り扱いをすべきかについては重要な論点となることから、この点を同時に議論することは必要である。

ただ問題は、現在の法制審議会が少年法の成人年齢の引下げを前提として、「その後」が議論されていることである。2018年2月現在、法制審議会は、3つの分科会に分かれて審議が行われている。

第5回の法制審議会で、「各分科会が分担することが考えられる論点」として挙げられているのは以下の項目である⁶。

第1分科会 ○ 刑の全部の執行猶予制度の在り方 ○ 自由刑の在り方 ○ 若年受刑者に対する処遇原則の明確化、若年受刑者を対象とする処遇 内容の充実、少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調査の充実 ○ 社会内処遇に必要な期間の確保

第2分科会 ○ 宣告猶予制度 ○ 罰金の保護観察付き執行猶予の活用 ○ 若年者に対する新たな処分 ○ 少年鑑別所及び保護観察所の調査・調整機能の活用

第3分科会 ○ 起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方 ○ 保護観察・社会復帰支援施策の充実 ○ 社会内処遇における新たな措置の導入 ○ 施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方 ○ 少年鑑別所及び保護観察所の調査・調整機能の活用

一見したところ、総合的に論点が網羅されているものの、少年の年齢を引下げることが前提に論議がされているとしか思えない論点の挙げ方になっている。もちろん、少年の成人年齢の引下げについては、すでに法務省で「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」が行われ、それが報告書としてまとめられている⁷。ただ、「少年法適用対象年齢の在り方について」は、現行の20歳の維持を支持する考え方と18歳への引下げを支持する考え方が、単に並列されているに止まり、結論は出されていない。加えて、報告書の最後では、さらに法務省内で検討を続けていくことが述べられている。

どのような検討がその後法務省内で行われたのかは、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会第1回会議における諮問の趣旨の説明において明らかになっている。

そこでは、勉強会での成果を前提に「少年法における『少年』の上限年齢について検討するに当たっては、併せて、若年者に対してどのような刑事政策的措置を採り得るのか検討することが重要であり、同時に、このような刑事政策的措置は、若年者、あるいはそれに限らず、全ての年齢の者の改善更生・再犯防止に資するものでもあると考えられたことによるものでございます。そして、この報告書をも踏まえ、更に検討を進めたところ、近時の犯罪情勢、再犯の防止の重要性等に鑑み、少年法における『少年』の上限年齢の在り方とともに、非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法整備の在り方について、専門家の知見を反映しつつ十分な検討を行う必要があると考えるに至ったとしている⁸。

ここでいう「近時の犯罪情勢」に関しては、「近時の犯罪情勢について申し上げますと、刑法犯認知件数は平成15年以降減少傾向にあるものの、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は平成9年以降高まっており、平成27年には48%に至りました。刑法犯検挙人員の推移については、後ほど資料に基づき御説明いたしますが、平成27年の初犯者の刑法犯検挙人員が平成16年から半減しているのに対し、この間、再犯者の刑法犯検挙人員は約17%の減少にとどまっているなどの犯罪情勢によれば、再発防止の重要性は一層大きくなっていると考えられるところでございます。

また、少年の犯罪情勢につきましても、検挙人員に占める再犯者の割合が増加傾向にあるほか、振り込め詐欺の検挙人員が増加し、少年による殺人等の凶悪事件が発生するなど、依然として対策が求められる情勢であることには変わりはありません。」と説明されている⁹。

前半の再犯防止の必要性は、この法制審議会が開催される約4か月前の2016年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が成立したことから明らかである。さらに、法務省は、法制審議会と並行する形で、「再犯防止推進計画等検討会」を開催し、再犯防止推進計画を策定し、2017年12月に同計画が閣議決定されるという動きにも合致している。したがって、これらを前提に、「犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法整備の在り方」を検討するには全く問題はない。それどころか、効果的な犯罪者処遇を行うためには、今の懲役を中心とした刑罰制度では十分ではないことは、2006年から開催され、最終的には刑の一部執行猶予制度の導入等を要綱骨子とした「法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会」においても明らかにされているところである。

しかし、少年に関しては、周知のように少年人口の減少以上に検挙される非行少年の数が減少し、減少の一途をたどっている¹⁰。振り込め詐欺の検挙人員は増加していること、殺人等の凶悪事件の発生の実態はあるが、振り込め詐欺で少年が果たす役割は、受け子・出し子といった「末端要員」でしかない。場合によっては、受け子グループが振り込め先グループに対して詐欺を行うこともあるが、それは模範となるべきおとなが少年たちを犯罪に巻

き込んだ結果であって、被害者的な側面が大きい。また、殺人等の凶悪事件は、これまでの虐待を含む被害からの回避行動の一環として行われるという事実を前提とすれば、これもおとなの殺人事件とは異なるメカニズムによるものだとして、「重大犯罪」という形でくり、「犯罪者」として成人同様の対応が必要だとすることは必ずしも適切ではない¹¹。

法制審議会で、弁護士委員が繰り返し述べている前提への疑問については、部会長から「御希望として承っておきます。」として、スルーされている¹²。例えば、山下幸夫幹事は、「基本的になぜ現在、きちんと行われている年長少年に対するそのような調査とか、処遇をわざわざ外して、少年法の年齢を下げることによってそれを変えて、しかし、それでも、それを成人と扱った上で、そちらの処遇を今のものに近いものにするという発想は、現行のやっていることが何か非常に不具合があるということであれば、それを変えるということは必要だと思うんですけども、民法の成年年齢が引き下げられるということに合わせて引き下げを前提に、別に現行上、何か不具合があるわけでもないのにそれを変えて、そして、成人になるいわゆる19歳、20歳の少年に対する処遇を今の処遇に近いものにするというのは、論理が逆転しているというか、まず、現在、行われている調査や処遇に本当に不具合があって、これを変えなければならないという必然性があるのかどうかということをもまずきちっと議論した上ですべきではないか。」と正論を展開している¹³。

現在法制審議会では、2017年12月の第6回の会議において、これまでの分科会での議論を中間報告として、委員間で共有化したのち、残りの論点について、再び分科会に分かれて議論している。

ちなみに、中間報告では以下の論点についての議論が紹介されている。

第1分科会

刑の全部の執行猶予制度の在り方、自由刑の在り方、社会内処遇に必要な期間の確保、若年受刑者に対する処遇原則の明確化、若年受刑者を対象とする処遇内容の充実、少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調査の充実、

第2分科会 宣告猶予制度、罰金の保護観察付き執行猶予の活用、若年者に対する新たな処分、

第3分科会 起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方、保護観察・社会復帰支援施策の充実、社会内処遇における新たな措置の導入、施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方¹⁴

3 少年法の終焉

筆者は、2015年の年齢の引下げに関する論稿で、次のように述べた。

「年長少年は、「ちょうど子供から大人に移りゆく中間的な段階であり、まだ未成熟な、おとなにはなりきらない年ごろ」であり、「非常に変わりやすく不安定」であるために、「年長少年こそ一人一人の個人的、個別的処遇というものが大切」で、「ここでうまく問題を解決いたしませんと、成人になりまして本当の意味での健全な社会人になるチャンスを逸してしまう」。これは、1970年の法制審議会少年法部会で委員であり、当時家庭裁判所裁判

官であった三淵嘉子委員の言葉であるが、この意見は、今では脳科学からも支持されている。

成人年齢の引き下げに関して、重視されなければならないのは、「国法の統一性」というわかりやすさではなく「再非行・犯罪の防止」である。その意味で、少年法の成人年齢の引き下げは、極めて刑事政策と密接に関連したことがらであるといえる。今後、法務省で行われる勉強会において、実証的科学的なデータを前提として、少年法の成人年齢の引き下げが刑事政策的に有効であるかどうかを確認されてはじめて、少年法改正という政治的な議論を始める必要がある。」¹⁵

しかし、勉強会でもその後の法制審議会でも、「刑事政策的に有効」であるという実証的科学的なデータは出されることなく、少年法の成人年齢の引下げを前提とした議論が行われている。例えば、以下の言説が極めて象徴的である。「今後、そういう年長少年が刑罰を受ける対象になったとしても、これまで培われてきた経験を基に、そういった方々の改善更生、再犯防止に役立つような措置を考えるということは、十分可能でありまして、そういう現実的な可能性を考えますと、選挙権年齢が引き下がり、あるいは民法における成年年齢の検討状況を踏まえるならば、私としては少年法の適用年齢は引き下げた上で、現在の良いところを使えるような刑罰制度の見直しをするというのが、一番望ましい方向ではないかと思っております。」¹⁶

この発言は、法制審議会が少年鑑別所、少年院の現状についてのヒアリングがされた後に行われたものであるが、ここには、少年院と刑務所の根本的な違いが全くと言っていいほど理解されていない¹⁷。

少年院と刑務所の違いは、たとえば運動会に現れる。少年院では、運動会は、少年院法 29 条の特別活動指導として実施されるのに対して、刑務所では、刑事収容施設法 39 条 2 項の余暇活動として行われる。少年院で指導として行われる運動会は、矯正教育の一環として行われ、「在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させることを目的」する(少年院法 23 条 1 項)。さらに、「矯正教育を行うに当たっては、在院者の特性に応じ、次節に規定する指導を適切に組み合わせ、体系的かつ組織的」に行われる(少年院法 23 条 2 項)。

そのため、運動会の演目についても処遇に役立つことを目指して行われ、特に、保護者との関係性強化を目指して行われる。ある法務教官は、「保護者が参加しない運動会は、やる意味がない」という。これに対して、刑務所では、矯正処遇(刑事収容施設法 84 条 1 項)ではなく、あくまで、受刑者のリクリエーションとして行われることから、工場対抗として競う競技が中心となる。

このような根本的な両者の違いは、たとえ、自由刑のあり方を根本的に変え、「若年受刑者を対象とする処遇内容の充実」を行ったとしても、現在のシステムを前提とする限りは縮まることはない。

少年院での教育を受ける機会が減少もしくは消滅する年長少年たちにとって、現在法制

審での議論が前提としている以上の不利益が生じることは再犯防止という目的の達成にも、少年を再教育して将来の非行・犯罪を防止するという少年法の健全育成の目的にもかかなうものではない。

加えて、今回の法制審議会では、矯正教育や矯正処遇といった処遇段階のみの効果が強調されているが、家庭裁判所での少年審判の効果については、全くといっていいほど議論されていない。はじめに触れた1970年の「少年法改正問題について」¹においては、すでに検察官送致制度が存在していることに加えて、「現行の少年審判の方式は柔軟性に富み、却って、当該少年の実体に即した個別的な取り扱いが可能であり、かくして少年に自覚と反省を喚起し、必要な援助を与えて、弱点の常習犯罪者の防止に寄与している」という家庭裁判所の裁判官の自らの仕事に対する誇りを感じることができる¹⁸。

今回の法制審議会でも、最高裁判所事務総局家庭局長が委員として、同第一課長が幹事として審議にあたっている。ただ、残念ながら、三淵委員のような発言はまったくなく、少年司法や家庭裁判所の役割が軽視され、無視されているまま審議が行われている。

このままでは、少年法の改悪が行われてしまうことは明らかである。この状況を止める方策を見いだせないまま、法制審議会の審議は進んでいく。成人の世界では、治療的司法や入口支援、出口支援が行われ、犯罪者の支援が充実してきているにもかかわらず、少年への支援がますます削られていく。少年法の終焉がすぐそこまで来ている。

¹ これまでの改正については、後藤弘子「少年法一部改正法・少年院法・少年鑑別所法」法学教室412号(2016)63頁以下参照。

² 今回の改正の動きについて、後藤弘子「成人年齢の引下げ」法学教室423号(2015)30頁以下参照。

³ 東京家庭裁判所「少年法改正問題について」(1970)

⁴ 後藤・前掲注1参照。

⁵ 法制審議会諮問第103号。<http://www.moj.go.jp/content/001220561.pdf>

⁶ <http://www.moj.go.jp/content/001230685.pdf>

⁷ <http://www.moj.go.jp/content/001210544.pdf>

⁸ 法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会第1回会議 議事録6頁。

⁹ 前掲注8 議事録6, 7頁。

¹⁰ 法務省法務総合研究所『平成29年版犯罪白書』参照。

¹¹ 虐待と非行との関係については、橋本和明『虐待と非行臨床』(創元社, 2004)参照。

¹² 法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会第2回会議 議事録25頁。

¹³前掲注 1 2 議事録 24, 25 頁

¹⁴ <http://www.moj.go.jp/content/001242702.pdf>

¹⁵ 後藤・前掲注 2, 37 頁

¹⁶前掲注 1 2 議事録 25 頁（今井猛嘉委員の発言）

¹⁷ 少年院については、前掲注 1 のほか、広田照幸・後藤弘子編『少年院教育はどのように行われているか—調査からみえてくるもの』（矯正協会，2013）参照。

¹⁸ 前掲注 3, 4, 5 頁。